

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年11月6日
香川県知事 浜田 恵造

1. 意見の対象となった届出に係る公告
平成29年5月2日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
2. 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス仏生山店
高松市仏生山町甲1438番地 外
3. 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要
該当なし
4. 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 1. 意見書を提出した者
地元住民
 2. 意見の概要
 1. 周辺の交通事情や深夜の管理などについて、万全な対策をしていただきたい。
 2. 近隣に小学校があり、中学生、高校生の通学、生活圏内でもあるため、万引き等犯罪抑制を図り、若者によるたまり場とならないよう対応していただきたい。

5. 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成29年11月6日から同年12月6日まで